

少子化対策推進基本方針

〔平成11年12月17日〕
〔少子化対策推進関係閣僚会議〕

第1 目的及び基本的考え方

1. 基本方針策定の目的

近年、合計特殊出生率は、低下の一途をたどり、人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回っている。こうした急速な少子化は、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇や市場規模の縮小、現役世代の負担の増大などを通じ、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響など将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化への対応については、平成10年12月に「少子化への対応を考える有識者会議」によって提言が取りまとめられ、広く国民的な取組みを進めることが課題となっている。政府においても、この提言の趣旨を踏まえ、各般にわたる取組みを進めてきたところであるが、今般、今後の施策の適切かつ効果的な推進を図るため、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、この基本方針を定めるものである。

2. 基本的考え方

(1) 少子化の原因と背景

近年の出生率低下の主な要因としては、晩婚化の進行等による未婚率の上昇がある。その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育てそのものの負担感が増大していることがあるものと考えられる。なお、昭和50年代前半以降、夫婦の平均出生児数は平均理想子どもの数よりも少なく、ほぼ一定の開きがあるまま推移してきているが、こうした仕事と子育ての両立の負担感が、その要因の一つとなっているものと考えられる。

(2) 少子化対策の趣旨及び基本的視点

少子化対策は、こうした少子化の原因と背景に対応して、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものである。

少子化対策の推進に当たっては、次のような基本的視点に立つことが適当である。

- ① 結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること。
- ② 男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること。
- ③ 社会全体の取組みとして、国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること。

第2 基本的な施策

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正

(基本的考え方)

家庭や職場、地域における固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正を図ることは、これから結婚・出産・子育てに臨もうとする若い男女が家庭や子育てに夢を持ち、また子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができる社会を築くための基本的な課題であるとの考え方方に立って、以下に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 固定的な性別役割分業のは是正

(職場における性別役割分担のは是正)

- 職場における固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発活動、適切な職業選択・キャリア設計を促すための意識啓発・情報提供、女性の職域拡大につながる能力開発等の施策を推進する。

(男女の雇用機会均等の確保)

- 企業、労働者等に対する男女雇用機会均等法の周知徹底により、男女雇用機会均等の確保を図る。また、企業における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組み（ポジティブ・アクション）を普及・推進するための施策を強化する。

(家庭における男女共同参画に係る広報・啓発活動)

- 家庭内における男女の固定的役割分担意識を見直し、家事や子育てへの男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を推進する。
- 若い世代に向けて子育ての意義や喜びについての広報・啓発活動を推進するとともに、中・高校生や大学生が、地域の幼稚園、保育所、児童館などで、幼児・児童とのふれあいや交流等を経験する機会づくりを推進する。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

- 農山漁村男女共同参画推進指針を定め、農山漁村における男女共同参画社会の形成のための施策への取組みを強化するとともに、地域社会への広報・啓発活動など固定的な性別役割分業のはざむに向けた施策を開拓する。

(男女共同参画に関する学習の推進)

- 子育て、家庭づくりを男女が共同して行えるよう、子どもの頃からの男女共同参画に関する学習を推進することとし、学校教育において、男女平等を推進する学習を充実するとともに、教員研修の実施等も併せて推進する。
- 地域や家庭、職場において、幅広い世代のための男女共同参画に関する多様な学習機会の提供等を推進する。

(個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討)

- 女性の就業をはじめとする個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度を構築していくため、社会保障や税等の諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、総合的に検討する。

(男女共同参画社会の形成の促進)

- 以上に掲げるもののほか、固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画2000年プラン及び男女共同参画社会基本法に基づき、総合的な施策の推進を図ってきたところであり、今後、同法及び同法に基づいて策定される男女共同参画基本計画に沿った総合的な施策の推進に努めるものとする。

(2) 職場優先の企業風土のは是正

(国民的な広報活動の実施)

- あらゆる媒体を利用し、職場優先の企業風土のは是正や、職業生活と家庭生活との均衡がとれる働き方が重要であることについて、労使を始めとする国民一般の理解を深めるため、労使の協力を得て、広く意識啓発のための広報活動を実施する。

(ファミリー・フレンドリー企業の普及促進)

- 仕事と子育てが両立できる様々な制度を持ち、短時間勤務、フレックスタイム制などの弹力的な労働時間制、在宅勤務等多様かつ柔軟な働き方ができるような取組みを行うファミリー・フレンドリー企業への理解を深めるため、企業経営者や管理職を対象とした研修を実施するなど、ファミリー・フレンドリー企業の概念を企業に普及・定着させる。

2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(基本的考え方)

我が国の労働力供給が数年後には減少に向かうことが見込まれる中で、男女共同参画の視点等も踏まえれば、少子化への対応としては、女性の就業を前提とした上で、男女とも仕事と家庭の両立を容易にできるような雇用環境を整備することが重要である。

このため、以下に掲げるとおり、育児休業制度、労働時間等について仕事と子育ての両立を支援する観点から施策を推進するとともに、仕事と子育ての両立を目指した労使の取組みの促進を図るものとする。

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

- 労働者が育児休業を取りやすくなるよう、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるよう、育児休業給付の給付水準を引き上げるとともに、復帰後の職務や処遇の在り方等について制度面も含め検討を行う。また、育児休業取得者の代替要員を確保し、原職又は原職相当職に復帰させた事業主に対する援助措置を創設するなど環境整備を行う。

(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

(子育てのための時間確保の推進)

- 短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度を拡充する。
- 平成14年3月31日までに、子育てを行う労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に時間外労働の免除を請求することができる制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 労働者が子育て期間中に仕事と子育てを両立することが容易となるよう、柔軟な勤務形態や多様な働き方の普及促進等を行う。具体的には、半日勤務、隔日勤務の普及促進、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及、情報通信機器を活用して自営的に行う在宅ワークの子育て期の良好な就業形態としての普及を図る。

また、テレワーク・S O H O (情報通信を活用し自宅等で仕事を行う勤務形態)の普及を図るために、経営指導等の推進や在宅勤務等に資する情報通信技術の研究開発等による環境整備を図る。

(労働時間の短縮等の推進)

- 所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の達成・定着及びフレックスタイム制の普及等による自律的、創造的かつ効率的な働き方の実現を図る。

(子どもの看護のための休暇の普及促進等)

- 子どもの看護のための休暇制度について、労働者の仕事と子育ての両立を容易にする観点から普及を促進するとともに、その制度の在り方について検討を行う。

(事業主による子育て支援の促進)

- 事業主が従業員の子育て支援を行うことを促進するため、事業主による子育て費用の一部負担や従業員が利用できる事業所内託児施設の設置等に対する助成制度を拡充する。

(情報提供等)

- 子育てをしながら働き続ける労働者などに対し、様々な保育サービスについてのきめ細かな情報提供や、仕事と子育ての両立を容易にする方法等についての講習・相談を拡充する。

(3) 出産・子育てのために退職した者の再就職の支援等

(出産・子育てのために退職した者に対する支援)

- 出産や子育てにより退職した者のうち将来的に再就職を希望する者が、その能力、経験を最大限に活かすことができるようにするため、インターネットの活用を含めた情報提供や、講習、相談、自己啓発への支援等を拡充するとともに、能力を発揮できる場の確保、適切なマッチングに努める。

(出産・子育て後の再就職等に関する学習の支援)

- 公民館の講座や大学公開講座などで、女性の再就職、職場復帰、起業等に関する再就職等支援のための講座の充実を図るとともに、大学等の公開講座における衛星通信やインターネットの活用の在り方を検討する。放送大学や専修学校等においては、女性の再就職、職場復帰を支援するための学習機会を提供する。

(女性起業家に対する支援)

- 多様な働き方による女性の能力発揮を促進するため、「女性と仕事の未来館」における起業を希望する女性に対する相談やセミナーの実施、情報提供、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫による融資制度等の支援策を充実する。

(在宅ワーク対策の推進)

- 子育て・介護期にある者を中心に仕事と家庭の両立が可能となる柔軟な就労形態の一つである在宅ワークが健全に発展していくために、在宅ワークの適正な実施を確保するためのガイドラインを策定し、周知・啓発するとともに、在宅ワーカー等に対する情報提供、相談体制の整備、基礎的セミナーの実施等の支援策を推進する。

(進路指導の改善・充実)

- 学校において、結婚、出産、子育てを含めた生き方について考える機会を充実する。また、中・高校生の主体的な進路選択が可能となるよう各学校における進路ガイダンス機能を充実するなど、進路指導の改善・充実に努める。

(4) 企業の子育て支援の取組みに対する評価等

- 仕事と子育てが両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方ができるような取組みを行う企業の表彰など、ファミリー・フレンドリー企業を目指す企業を支援し、企業の自主的な取組みを促進する。
- 企業の福利厚生制度であるカフェテリアプラン（従業員が利用枠の範囲内でメニューを選択できる仕組み）については、労働条件の低下、切下げとならないよう配慮しつつ、育児関連福利厚生メニューの充実が図られるよう推進する。

3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり

(基本的考え方)

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育っていくことができるようにするためには、子育て家庭を社会全体で支援していく観点から、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要である。

このため、以下に掲げる各種の施策について、特に物心ともに子育ての負担感が大きい低年齢児を中心として、総合的に推進するものとする。

(1) 母子保健施策の推進

(妊娠・出産の安全性や快適さの確保と不妊への支援)

- 母胎が危険な状況にある妊娠婦や低出生体重児に対して高次の医療機関で適切な対応を行う、総合周産期母子医療センターを中心とした地域の周産期医療ネットワークの整備を推進する。また、国立大学附属病院における周産母子センターの整備や、周産期医療施設・設備の整備を推進する。
- 妊産婦に対する保健サービスについて、利便性の向上、精神的ケアを推進する。また、父親への妊娠・出産に関する情報提供、啓発等を推進する。

- 不妊で悩む人々への専門的な相談や情報提供体制を整備する。また、不妊治療に係る研究を推進する。
- 労働基準法等に基づく働く女性の母性保護について周知徹底を図る。特に、事業主が女性労働者の妊娠中の通勤緩和等母性健康管理の措置を講じやすくするための「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及を促進する。また、事業所内における母性健康管理体制の整備への支援、相談、情報提供体制の充実等、働く女性が妊娠・出産後も安心して働くことのできる環境整備を推進する。

(子どもの体の健やかな発達を図るための環境整備)

- 小児救急医療体制の整備、小児医療施設・設備の整備、小児科の当番医の情報提供を推進する。また、十分な小児科医の確保に努めるとともに、小児医療の研究を推進する。
- 乳幼児に対する保健サービスについて、休日に実施すること等により利便性を向上させるとともに、子どもの状況に応じたきめ細かな対応を推進する。また、子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策を推進する。さらに、予防接種に関する適切な情報の提供を進め、接種率の向上を図る。
- 母性・小児疾患に対する高度な医療を行うとともに、周産期、小児期、成人期と一貫した最先端の医療を行うナショナルセンターとして、国立成育医療センター（仮称）を平成13年度に開院する。
また、国立成育医療センターを中心として、成育医療の機能を有する国立病院・療養所による診療、臨床研究、教育研修、情報発信の全国的な政策医療ネットワークを構築する。

(育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長の促進)

- 育児不安に対する相談・情報提供・精神的ケア等を推進する。また、産褥期ヘルパーの派遣により、産褥期の体調の悪い母親の育児を支援する。

- 親子の心の健康問題について、専門的な医療・相談体制の充実や研究を推進する。また、この問題についての地域における活動や関係機関の連携体制の構築を支援する。

(思春期における健康教育の推進)

- 思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等を充実する。また、健康診査の場、保育所、乳児院等において、思春期の男女を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習を推進する。
- 学校における性教育については、人間尊重の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることを目標とし、各教科を通じて指導を充実する。

(2) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備と家庭教育の支援

(いつでも気軽に相談できる体制の整備・充実)

- 妊娠・出産等に関わる心身の健康の悩みや子育ての悩みなどについて、気軽に相談ができ、情報が得られる体制を住民に身近な地域において整備する。
- このため、市町村保健センター、地域子育て支援センター、家庭児童相談室等を中心として、保育所・児童館等の地域の拠点施設や、母親クラブ・子育てサークル等の地域組織を含め、住民に身近なところでの相談支援体制の構築を推進する。

(地域子育て支援センターの整備)

- 保育所や児童館等において、育児相談や子育てサークルの支援等を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。また、保育所が地域の子育て支援機能を担えるような施設・設備の整備を進める。

(児童家庭支援センターの整備)

- ひきこもり・不登校、非行や虐待など、複雑な問題を抱える家庭の悩みに関する相談に応じるとともに、児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターの整備を進める。

(情報提供の推進)

- 保育所、医療機関や遊び場等、地域における出産・子育てに関する各種資源の状況について、小冊子等により住民にきめ細かく情報を提供する。
- 子育ての悩み等に対応できるよう、24時間家庭教育電話相談など地域における子育てに関する相談機能、情報提供機能の充実を図る。

(家庭教育への支援)

- 基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善惡の判断など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う家庭教育を支援していくため、地域における子育てに関する学習活動を推進する。特に、父親の家庭教育への参加を推進するため、職場においても家庭教育に関する学習が可能となるよう、企業関係者との連携を図り各種の学習機会を提供するなど、企業における家庭教育支援を推進する。
- 家庭でのしつけの参考となる啓発資料を作成し、乳幼児や小・中学生等を持つ家庭に提供する。

(3) 子育て等に関する地域交流の活性化

(地域交流への支援)

- 出産・子育て等について地域における住民同士の交流が活発化するよう、児童館をはじめとする交流の場の提供や、交流活動に係る情報提供など、子育てサークル等への支援を推進する。

(地域における子育て支援のためのネットワークの整備)

- 地域において、小・中学校、幼稚園、公民館、児童相談所等関係機関・施設が連携・協力しつつ、子育て支援に参加意欲を持つ人々を活用し、子育てに関するしつけや悩みについて気軽に相談に応じるなどの子育て支援のためのネットワークの整備を推進する。

(遊び場・交流の場の確保)

- 子どもが安心して遊ぶことができ、併せて異年齢児童間の交流や親同士の交流も図れるよう、児童館等の施設の整備や企業の福利厚生施設等の活用を推進する。